

民間育種選抜支援事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 知事は民間による育種選抜・品種登録を促進し、本県独自の品種の育成を図るため、公益社団法人山梨県果樹園芸会（以下「補助対象事業者」という。）が実施する民間育種選抜支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金等の交付の対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業（以下「補助対象事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金等交付申請書及び添付書類の様式、提出期限)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業実施計画書（様式第2号）を添えて、補助対象事業開始前までに知事に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第4条 知事は、補助金の交付申請書の提出があったときは、規則第5条の規定により書類を審査の上、補助金を交付すべきであると認めたときは、速やかに交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第3号）を補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするときは、変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとする場合は、変更（中止、廃止）承認申請書によりあらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 知事は、第3条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、

適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

- (5) 知事は、第3条第2項ただし書きによる交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(事前着手)

第6条 補助対象事業者は、補助対象事業の円滑な実施を図る上で交付決定前に着手する必要がある場合は、交付決定前着手届（様式第4号）を提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項により事前着手した後に第1項の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

(実績報告書の様式、提出期限)

第7条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）に事業実施報告書（様式第2号）を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により補助対象事業者へ通知するものとする。

- 2 知事は、補助対象事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助対象事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。

- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めた場合には、

概算払により交付することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第8号）を知事に提出するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 補助対象事業者は、補助対象事業完了後に申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額の確定報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（育成品種の登録等）

第11条 補助対象事業で育成した品種を登録する場合は、補助対象事業者が登録を行うものとする。

- 2 補助対象事業者は、前項により登録した品種については、補助対象事業で作出したことに鑑み、県オリジナル品種と位置づけられた場合は、県内への普及に限定し行うものとする。

（財産処分制限）

第12条 補助対象事業者は、補助対象事業により取得した育成者権については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の別表第3に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち、育成者権を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

（書類の保管）

第13条 補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付した補助金については、なお従前の例による。
- 3 民間による育種・選抜推進事業費補助金交付要綱は、廃止する。ただし、民間による育種・選抜推進事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 6 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率	軽微な変更
1 研修会 開催費 2 品種登録等調査 費 3 系統・ 品種管理 費	報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費、役務費、委託料	当該経費の 1 / 2 以内	1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の 20 % 以内を増減させる場合 2 補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合